# アメリカのコーポレート・ガバナンス改革

福本

葵

#### 1 はじめに

失敗すればボーナスは受け取れないが、一般的な平均国民給与の約四倍の給与は得られる。元FRBの理事長で 導入されている。その結果、CEOよりも多額な報酬を得ている場合も少なくない。報酬は短期の業績と連動す ている。アメリカの銀行、投資銀行、ヘッジファンドなどのトレーダーには、一般に、業績連動型の報酬制度が〔1〕 プリンストン大学の教授のAlan Blinderは金融機関の業績連動型報酬がもたらす歪んだインセンティブを金融危 るため、これらのトレーダー中には一か八かの賭けをし、 今回の金融危機の原因の一つとして、金融機関の業績連動型報酬がもたらす歪んだインセンティブが指摘され 上手くいけば多額の報酬を手にする者もある。 彼らは

がある。AIGは、後に返還したものの、 更に、もっと一般的に金融機関の報酬制度が俎上にのせられるようになった契機に、 納税者の負担による公的資金の投入を受けながら、役員に高額の AIGの役員報酬 の 報酬 問題

を支払ったことが明らかになり批判を受けた。

機の one of its most fundamental causesであると指摘した。

ク条項、 これらの指摘を受け、 財務省は金融機関の役員報酬に関する新たな制限ガイドラインを公表した。ここでsay on payやクロ 報酬委員会の独立性などの規定が導入された。 金融機関の役員報酬については、 リスク管理の立場からも公的介入が必要であるとされ -バ ツ

は、 また、say on payやクローバック条項など役員の報酬、 に株主が取締役選任につき株主提案を容易にできるように権利を拡大するものも含まれている。 また、七月二一日に成立した、金融規制改革法案にも同様のコーポレート・ガバナンス規定が見られる。これ 金融機関のみならず、一般の上場会社に対しても、proxy accessや say on payを適用しようとするものである。 報酬の開示に関わるもののみならず、proxy accessのよう

にあるコーポレート・ガバナンス改革を概観し、これまでどのような議論がなされた上で、法案に盛り込まれた のかを見てゆきたい 本稿では、 金融規制改革法案の前身となったドッド法案(Restoring American Financial Stability Act of 2010)

# 2 ドッド法案の提案するコーポレート・ガバナンス

項、 らの規定は上場会社のコーポレート・ガバナンスに大きな影響を与えるものである。 した会社の取締役の高額報酬への批判から、報酬やその開示に関する規定が複数 (S.3127, The Restoring American Financial Stability Act of 2010, RAFSA) を提出した。法案には公的資金を投入 米国上院銀行委員会のドッド委員長は、二〇一〇年三月一五日、上院の金融規制改革法案、ドッド法案 報酬委員会の独立性など) 存在する。また、proxy accessのように株主の権利を拡大する規定もある。これ (say on pay クロ ーバック条

### (→) majority voting (§971)

において、plurality vote(相対多数)制度が取締役選任の標準である。plurality vote(相対多数)では、取締役 ドッド法案のコーポレート・ガバナンス規定の最初は、majority votingである。デラウエアを含む多くの州法

の定数内で賛成票の多いものから順に当選する方法である。取締役を三人選任する場合であれば、どんなに得票

数が少なくても三名が選ばれる。

求めており、 必要とするものである。カルパースなどの機関投資家は、発行会社に対して、 majority votingを採用するように これに対し、majority votingは日本の取締役会選任方法と同様、 ファイザー、インテル、モトローラーなどの多くの会社がこの動きを反映して、自発的に取締役選 選任のためには、出席株主の過半数の賛成を

任決議についてある種のmajority votingを採用している。

任を受け入れるかまたは、 に公表しなければならない。 である。過半数の票を獲得できなかった取締役は取締役会に辞任を申し出なければならない。取締役会はこの辞 ドッド法案では、上場会社で、競争がない(uncontested)取締役選任にmajority votingを要求するというもの 満場一致で拒否しなければならない。拒否するには三〇日以内に拒否する理由を一般 競争のある取締役選任については引き続き、 相対的多数基準(plurality voting)

### (∼) proxy access (§972)

採用する。

記載することを規定するように要求している。SECは、proxy access規則を二〇〇九年五月に導入済みである。 法案はSECに対し、 または株主集団が、 ドッド法案の九七二条にあるproxy accessとは、SEC登録米国企業の株式を合計で一%以上保有する一株主 かかる会社の取締役会の二五%までを選任することを許可する新たなルールである。 発行会社の委任状説明書(proxy statement)において、株主自らの推薦する取締役候補を ド ・ツド

日本では、六ヶ月前から総株主の議決権の一%以上か、三○○個以上の議決権を持つ株主は、株主提案権を行

使することができる(会社法三〇三条)。株主総会の議案は、会社から各株主に招集通知に記載して送付される。

株主提案は、株主総会の八週間前までに取締役に提出しなければならない。

ものである。 状合戦は株主が株主の費用で、他の株主に書類を交付しなければならない。株主にとって非常にコストがかかる に記載することを拒否できた。株主が取締役を提案するには、委任状合戦が実質、唯一の方法であったが、委任 proxy accessが導入されるまで、アメリカでは、株主提案があっても、会社は委任状書類(proxy statement)

るものであれ、単なるアドバイスであれproxy accessを株主に認めることを要求した規則を制定することを決定 三対二で会社に対し、株主提案の候補者を委任状投票用紙に記載することを要求する規定、つまり、 任したSECの議長、Mary Schapiroは proxy accessを取り上げた。その結果、二〇〇九年五月二〇日、 〇三年頃から盛んになっていた。しかし、経済界の反対が強く、長らく棚上げされていた。二〇〇九年一月に就 proxy accessの導入は六〇年前からSECによって検討されていた。議論は何度となくなされていたが、二〇(②) 拘束性のあ SECは

### (α) say on pay (§951)

①say on payとは何か

二〇〇二年イギリスで導入された制度であり、アメリカにおいては、American Federation of State, County and り、株主に対し役員報酬に対する拘束力のない投票権を定時または臨時株主総会で付与するものをいう。これは、 三つ目はsay on payである。say on payとは、正式には、advisory vote on executive compensationである。つま

voteをする株主提案を認めることを促したことから始まった。 八日にモルガン・スタンレーなど数社の役員報酬に対して、反対意見を述べ、株主に役員報酬に対するadvisory Municipal Employees(米地方公務員組合連盟、アメリカ州・郡・自治体従業員組合連合会)が二〇〇六年三月二

### ②say on pay導入の経緯

であったオバマ現大統領から、類似するS.1181が提出されたが、上院での議論は引き伸ばされた上に廃案となっ 二〇〇七年四月、say on pay法案(HR.1257)が、下院を通過した。これに引き続き、上院でも、当時上院議員

関する最終規制を本法の執行から一年以内に提示しなければならない(二〇一〇年二月までに)ことを規定して 第一項の投票結果は法的拘束力を持たず、取締役会の決定を覆すことはできないこと、第三項はSECは本項に おいて、Emergency Economic Stabilization Act of 2008(緊急経済安定化法)の一一一条の改正を規定した。七〇 〇一条、第一項は、 二〇〇九年六月一〇日、財務省は暫定最終規制を発表した。この中にsay on payに関する記述が盛り込まれた。 また、二○○九年二月一七日、American Recovery and Reinvestment Act of 2009が成立し、その七○○一条に オバマ政権に移行後の二〇〇九年二月四日、財務省は役員報酬に関する新たな制限ガイドラインを発表した。 年次株主総会等での役員報酬承認のための株主による個別投票承認を義務付け、 第二項は、

東力のない株主提案権である"say-on-pay"を委任状説明書に記載しなければならないというものである(九五 ۴ ·ッド法案におけるsay on pay規定は、SEC規則に基づき、役員の開示された報酬案を承認するために、拘 いる。

### ③say on payに対する批判

Compensation"の中でsay on payの必要性を述べている。BebchukとFriedの理論は、HR.1257が依拠する基礎的な 授とJesse Fried教授である。共著である"Pay without Performance: The Unfulfilled Promise of Executive say on payについては、賛否が分かれている。賛成派の代表的な学者は、ハーバード大学のLucian Bebchuk教

批判的な主張の主なものに、アメリカの会社法は州法であり、say on payは連邦法による規制が本来会社法を定 めている州法の権限を愉悦しているのではないか、委員会設置会社の形態を取るアメリカの会社においては、そ しかし、これに対して、UCLAのStephen M Bainbridgeなど say on payに対し、批判的な見解を持つ者も多い。

### ④say on payを導入したアメリカ企業

ンサックスは九八%となっている。 Street Journalによると、二〇〇九年株主総会のsay on pay承認の幅は、モトローラの六三・五%からゴールドマ Compensia社によると二〇〇九年に自主的に新たに導入した会社はおおよそ一五社となっている。更に、Wall 過半数を得た会社は二二社であり、二〇〇八年の二倍になっている。また、報酬コンサルタントである 後の導入企業数は調査会社によって数値には若干の差があるが、議決権行使助言会社の最大手 Risk Metrics社に 二〇〇七年には、四一%、二〇〇八年四二%、二〇〇九年には、四六%の賛成票を得ている。また、二〇〇九年、 よると、二○○七年には四一社、二○○八年六九社、二○○九年には七一社がsay on payの採決を受けており、 もそも報酬についての決定権限は取締役にあり、株主にはないなどがある。 say on payを自主的に導入した企業も見られる。アメリカでの第一号は、二〇〇七年アフラックである。その

#### (4) クローバック条項

戻し条項とも言われる。

ドッド法案に規定されている四つ目のコーポレート・ガバナンス関連規定は、クローバック条項である。

基準を採用する必要があるとするものである。クローバック条項とは、 プションを含む)を現在または過去の役員から取り戻すことができる。 表示から三年前までの間に支払われた、過度のインセンティブに基づく報酬 めに会計の修正再表示を行わなければならない事態が発生した場合、発行会社は誤ったデータに基づいて修正再 ドッド法案の九五四条は、全米証券取引所は上場発行会社に対して、クローバック条項の維持と開示を求める 財務報告要件を具体的に満たさないがた (報酬として与えられたストックオ

Act of 2009に規定された。そして、六月一○日発表の財務省ガイドラインの最終案にも盛り込まれている。 クローバック条項についてもsay on pay規定と同様に議論され、同じくAmerican Recovery and Reinvestment

連邦地方裁判所によってクローバック責任が無過失責任であることが示された。サーベンス・オクスリー法三〇 四条ではこの責任がCEOとCFOに限られていたが、金融規制改革法案では一般の取締役にも拡大し適用され executive compensation take hold (No. CV-09-1510-PHX-GMS. United States District Court, D. Arizona.) りせい 更に、二〇一〇年六月九日にアリゾナ連邦地方裁判所が判決を下したSEC v. Jenkins: no-fault clawbacks for

### (5) 報酬委員会および顧問の独立性

サーベンス・オクスリー法三〇一条は監査委員会の独立性を規定している。サーベンス・オクスリー法で規定

は、 されてい 全米証券取引所に上場している会員発行会社の報酬委員会は独立取締役のみによって構成されることが要求 るのは、 監査委員会のみであるが、改正された二〇〇四年一一月三日、NYSEは上場基準303A.05に

されている。

アドバイザーを選ぶ独立性を与えられることが要求される(九五二条)。また、それらの選任、 的なフィーや系列会社との関係などが含まれる。更に、報酬委員会はコンサルタントやカウンセラー、 とが述べられ、この特殊なファクターには、コンサルティングフィー、アドバイスフィー、またはその他の報酬 立も(そのような対立がどのように取り扱われたかと同様に)開示することを要求される。 ついて直接責任を負う。最後に発行会社はコンサルタントの保持とそのような保持に関連する、 ド ッド法における、 報酬委員会の独立性基準は、特殊なファクターを決定できることに基づいて高められるこ 報酬、 いかなる利害対 不注意に その他の

## (6) ノミニーの自由裁量議決権行使の制限

ことが要求されている (九五七条)。 ②役員報酬または③SECによって決められた特定の事項と関連するノミニーの自由裁量議決権行使を禁止する のもある。しかし、ドッド法案の下では、全米証券取引所は①取締役選任決議 現在、ブロ ーカーは特定の顧客の指示がない場合でも、 採用決議に議決権を行使することが認められているも (現在のNYSE規則と一致して)

### (7)SECに要求される開示規則の制定

ドッド法案はSECにドッド法案の基準を採用することができないアメリカの上場発行会社をも規律する重要

な規則を制定することを委任している。 他の規則に加えて、ドッド法案は以下の新しい開示要求と関連した規則

#### ①報酬と業績のリンク

を交付するようにSECに命じている。

規則402S-Kは取締役の報酬と発行会社の財務実績の関係を開示するように改正されなければならない 過去五年間の役員報酬と株価の比較を示すチャートを提示しなければならないことが規定されてい · (九五

### ②内部の賃金格差 (九五三条)

の合計年間報酬、 発行会社は以下を開示しなければならない。(1) CEOを除く全ての従業員の平均年間報酬、 (3) CEOの報酬に対する平均従業員報酬の比率 (2) CEO

## ③従業員と取締役のヘッジ利益(九五五条)

ジ金融資産を購入することが認められているのであればそれを開示しなければならない。 発行会社は取締役と従業員が先払いの変数先物契約、エクイティスワップ、カラー、為替資金のようにヘッ

## ④CEOと取締役会議長のポジション構造(九七三条)

の理由を開示しなければならない。 発行会社の委任状説明書類は発行会社がCEOと取締役会議長のポジションを切り離したか結合してい 会社が既にそれらのリーダーシップ構造やこのような構造のベースや関係

### を開示している場合が多い。

任されることに経済的なメリットがあるので、CEOの報酬に厳しい報酬を提案することは難しいのではないか 員会は独立取締役によって構成されるが、CEOは独立取締役の選任案の決定に権限を有する。 委員会設置会社では、 CEOの報酬は報酬委員会が決定する。先に述べたNYSEの上場規則によると報酬委 独立取締役は再

という議論はある。また、アメリカではCEOは取締役会の議長を兼任しているケースも多い。

また、会社の規模、 更に、SECはドッド法案の要求基準を遵守するための移行と移行のための時間を確立する権威を持ってい 時価総額、 株主数、その他のSECの基準に応じて、ドッド法案の基準を完全に除外し、 る。 能

#### 3 金融規制改革法案

力に応じて適用する権限を有する。

における株主権に関する規定のうちmajority voting以外の規定が何らかの形で採用されている。また、 Wall Street Reform and Consumer Protection Act)は七月二一日に成立した。これには、先に述べたドッド法案 上院案の通過が七月一五日と予定よりも遅れたため、金融規制改革法案(H.R.4173 15 July 2010, Dodd-Frank say on pay

#### 4 おわりに

の承認項目に、

取締役の報酬のみならず、ゴールデン・パラシュートも含まれた。

機関の役員報酬体系については、議論が重ねられ、二○○九年六月一○日、財務省は暫定最終規制を発表した。 |融機関の歪んだ業績連動型報酬体系は、金融危機の最も基礎的な原因の一つであるとする考えもある。

この中には、 say on payやクローバック条項、 報酬委員会の独立性などが記載されている。

するドッド法案でも、 金融機関は他業種と比べても報酬が高く、 役員報酬規制規定を含め、proxy accessなどこれまで金融機関に適用されていたコーポレ 高額な役員報酬は問題となっていたが、 一般上場会社を適用対象と

٠ ا

ガバナンス規定が含まれている。

かつ完全な情報の開示は、市場における投資家の信頼を得るには無くてはならないものであると述べている。 クロス氏は、 で「コーポレート・ SECのクロス委員は昨年七月二九日、米国上院の銀行・住宅・都市問題委員会の証券・保険・投資小委員会 投資家の信頼は証券市場にとって不可欠であり、よいコーポレート・ガバナンスおよびタイムリー ガバナンス改善を通じて株主を保護し、 国民の信頼を強化する」と題した議会証言を行った。

取締役選任の株主提案権を行使し、スティール・パートナーズの推薦する複数の取締役候補者がアデランスの取 取得した役員の報酬が開示されたが、これに対する批判もある。また、引き続き六ヶ月以上、一%以上または三 リカのそれよりもかなり低く、更に株主総会の決定事項となっている。今年六月の株主総会では、一億円以上を payは、アメリカで成功するかどうかは予断を許さない。また、一般に、日本企業の役員の報酬は概して、アメ 参考とすべき点があるか、 締役に選任された事例は記憶に新しい。従って、 ○○個以上の議決権を有する株主には株主総会における提案権が与えられている。スティール・パートナーズが いる。イギリスでは株主とのコミュニケーションや報酬慣行の改善が図られたと一定の評価を受けている say on 株主提案権や取締役の報酬の決定など、コーポレート・ガバナンスに関する各国の制度設計は大きく異なって あるとすれば何か、それを探る上でも、 アメリカの議論をそのまま日本に持ち込むのは適切ではない。 アメリカの議論を考察することには意義があ

#### 注

る

- 1 淵田 Compensation and the Crisis", The Wall Street Journal, May 28, 2009 康之『グロ ーバル金融新秩序』 日本経済新聞出版社、二〇〇九年、二二九頁。ALAN S. BLINDER "Crazy
- 2 Amended Proxy Rules, Exchange Act Release No. 34-3347, 7 Fed. Reg. 10653 (Dec. 18, 1942).

- (φ) http://www.financialstability.gov/latest/tg15.html
- (\(\sigma\) http://www.financialstability.gov/latest/tg\_0609b2009.html
- 5 Lucian Bebchuk and Jesse Fried "Pay without Performance: The Unfulfilled Promise of Executive Compensation" Harvard University Press, 2004
- 6 Stephen M. Bainbridge "Is 'Say on Pay' Justified?" (2009). Regulation, Vol. 32, No. 1, pp. 42-47, Spring 2009; UCLA School of Law, Law-Econ Research Paper No. 09-19.
- 7 RiskMetrics Group "2009 Postseason Review. A New Voice in Governance: Global Policymakers Shape the Road to Reform"
- 8 http://www.compensia.com/tp\_alerts/ThoughtfulPay\_SayOnPay\_0609.pdf

October 15, 2009

- 9 Joann S. Lublin "A Quiet Response to 'Say on Pay' Measures," Wall Street Journal, May 18 2009.
- 10 拙稿「ノミニーの自由裁量議決権行使を制限するNYSE規則匂の改正」『証研レポート』一六五七号、四二頁。
- (1) http://www.sec.gov/news/testimony/2009/ts072909mbc.htm

(ふくもと あおい・客員研究員)